

令和7年 第1回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和7年1月 7日					
3. 開催通知の期日	令和7年1月 7日					
4. 招集期日	令和7年1月31日					
5. 招集場所	町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 3時58分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	小坂勇二	出	12	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	13	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	14	小古井英雄	欠
	4	湯本幸作	出	15	白鳥金次	出
	5	佐藤和彦	出	16	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	17	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	18	望月美和子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	19	山本和幸	出
	9	下田健志	出	20	福井敏彦	出
	10	月岡徳一	出	21	佐藤次雄	出
	11	栗林和仁	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出

1.1. 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

1.2. 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の承認について

### 13. その他

今後の貸借について

山ノ内町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について（意見聴取）  
昨年末のブドウ棚の被害について

#### <開会>

会長代理 少々時間は早いのですが、皆さんおそろいなので始めたいと思います。  
皆さん、お疲れさまです。  
ただいまから令和7年第1回山ノ内町農業委員会定例総会を開会します。  
本日の欠席者ですが、小古井委員より欠席との連絡をいただいております。  
それでは、招集者挨拶として、佐藤会長から挨拶をお願いします。

#### <招集者挨拶>

議 長 皆さん、お集まりいただきありがとうございます。今年初めての定例会ということで、1月31日、最後の日ということですが、初めてなので改めて明けておめでとうございます。  
先月の定例会の前日ですか、前々日ですか、雪が降りまして、ブドウ棚が大分潰れたというような話があります。またこの議事の終わった後、その他の中で事務局のほうから補助金などの話もあろうかと思っておりますので、被害に遭った方はお見舞い申し上げます。  
また、今年初めてということなので、今年1年、農業委員会がスムーズにいけますようお願いして招集者の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

会長代理 ありがとうございます。  
それでは、議事の進行のほうを佐藤会長、よろしく願いいたします。

#### <議事録署名委員の選任>

議 長 本日の議事録署名委員の選任を行います。今回は、  
2番 富澤博文 委員  
3番 関 正秀 委員  
です。お願いいたします。

#### <議事>

議 長 それでは、5番の議事に入ります。  
(1) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをご覧ください。  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月1件です。  
1件目、農地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇他5筆、現況地目、田、現況面積6,152平米、あっせんの希望はございません。  
以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので、先に進みます。

(2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月1件です。  
申請人、渡人は〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに5,490平米、家族総数1、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積2,771平米、耕作面積1万7,415平米、家族総数1、稼働人員1、申請地は、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,001平米、契約内容は売買で、価格は30万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、労力不足のため、受人につきましては、リンゴの作付で経営規模の拡大となっております。  
位置図を16ページ、公図を17ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約110メートルほど北西に位置する農地となります。  
以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、1番の案件について、補足説明を富澤委員、お願いいたします。

富澤委員 〇〇さんですが、お父様を亡くされて、お一人だけになってしまったということです。〇〇さんは隣の畑をやっていたので、続けてどうですかということまで話がまとまり、今回の案件となりましたので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
1番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。  
(3) 議案第2号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料6ページをお願いします。  
議案第2号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、新規設定が12件、再設定が13件の計25件です。  
1件目、設定を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、田、面積1,855平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でトウモロコシの作付を予定しています。賃料は全体で1万円の新規設定となります。  
2件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積2,019平米、利用権の種類は賃借権で、10か月の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は10アールあたり1万円の新規設定となります。  
3件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積1,812平米、利用権の種類は賃借権で、10か月の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

4 件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇－〇、現況地目、畑、面積1, 353平米、利用権の種類は賃借権で、3年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は全体で3万2, 472円の再設定となります。

5 件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇－〇、現況地目、畑、面積1, 650平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で3万5, 000円の再設定となります。

6 件目から10 件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇－〇他5筆、現況地目、畑が5筆、田が2筆、合計面積6, 934平米、利用権の種類は賃借権で、15年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり7, 000円が6筆、7, 740円が1筆の新規設定となります。

11 件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇－〇、〇〇〇、現況地目、畑、合計面積2, 499平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

12 件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇－〇、他2筆、現況地目、畑、合計面積4, 633平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でイチゴとブドウの作付を予定しています。賃料は10アール当たり8万円の再設定となります。

13 件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇－〇、現況地目、畑、合計面積1, 501平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり7, 000円の新規設定となります。

14 件目、設定を受ける者、〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積2, 095平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

15 件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇－〇、現況地目、畑、面積1, 319平米、利用権の種類は賃借権で、3年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で3万円の再設定となります。

16 件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇－〇、現況地目、田、面積862平米、利用権の種類は賃借権で、2年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で1万2, 300円の再設定となります。

17 件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1, 142平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

18 件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇－〇、現況地目、畑、面積2, 681平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万5, 000円の再設定となります。

19件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、面積2,431平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり3万円の新規設定となります。

20件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、面積2,554平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定で野菜の作付を予定しています。賃料は全体で2,000円の再設定となります。

21件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、面積1,257平米、利用権の種類は賃借権で、2年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で1万8,200円の新規設定となります。

22件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇ー〇、現況地目、畑、合計面積758平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万円の再設定となります。

資料8ページをお願いします。

23件目、24件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇ー〇他2筆、現況地目、畑、合計面積3,705平米、利用権の種類は賃借権で、1年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で3万円と1万円の再設定となります。

25件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積3,505平米のうち3,000平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴと桃の作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。

以上、25件につきまして承認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、1番の案件から補足説明をお願いいたします。1番の案件は山口委員、お願いいたします。

山口委員 ○さんは、昨年度までは〇〇さんとは別の方から土地を提供をいただいて家庭菜園をやっていたわけですが、貸主の都合で借りられなくなってしまい新たに探されていた中で、〇〇さんがどうぞということでお話が決まったそうです。現状、雪の下畑で埋まっておりますので、確認もなかなかできない中ですが、初めの方ではございませんのでしっかりやっていただけると思っております。どうぞ承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

1番の案件に質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですから採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

全員賛成で可決いたします。

2番、3番の案件について、月岡委員より補足説明をお願いいたします。

月岡委員 2番の〇〇〇さんですが、新規の設定ということで、ここは以前、〇〇さんが借りていた畑で、今は〇〇〇〇〇さんがやられている畑なのですが、〇〇〇〇〇さんが体調を崩して管理できないということで、ほかの人に作ってもらえないかという

ことで〇〇〇〇さんに言ったところ、〇〇さんは畑を大分作っているので、ちょっと手が回らないということで、今度は〇〇〇さんが作ることになりました。〇〇さんは、息子さんも入って管理もしっかりやっているので、大丈夫だと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、3番の〇〇〇〇さんですが、再設定となります。今までずっと管理されていまして、よく管理されていますので問題ないと思いますが、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

では、2番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、3番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

4番の案件について、湯本浩委員、補足説明をお願いいたします。

湯本浩委員 〇〇さんは、継続でこの畑を作られるということで、しっかり今までも管理されていまして問題ない案件だと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 4番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

5番の案件について、下田委員、補足説明をお願いいたします。

下田委員 〇〇さんですけれども、今までも〇〇さんから借りてリングをやっていたということで、再設定ということなので問題ないと思っております。承認のほうをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

5番の案件に質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

6番、7番、8番、9番、10番までの案件について、藤浦委員より補足説明をお願いいたします。

藤浦委員 〇〇さんは、〇〇〇〇〇さんの娘さんと結婚された方で、3年ほど前に奥さんと一緒に就農されて、今頑張っているところです。

この当該の5件の畑は、新規設定になっているのですけれども、〇〇〇〇〇さんが役場を通さずに相対で契約して以前からやっていた畑で、それを新規就農者である〇〇さんの名義に設定するという案件でございます。畑も見てきましたけれども、しっかり管理されておりますので問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。  
6番から10番の畑も同じで、全て相対で今まで管理されていた畑です。

議 長 ありがとうございます。

今まで相対でやっていたものを、今回から農業委員会を通して貸借されるということですね。

それでは、6番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)

なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

7番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

8番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。

9番の案件につきまして質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。可決いたします。

10番の案件につきまして質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

全員賛成で可決いたします。

引き続きまして、11番の案件について、白鳥委員より補足説明をお願いいたします。

白鳥委員 ○○○○さんは、お若くて、お父さんたちと一緒にやっつけていらっしゃって、一生懸命頑張っています。今回も再設定ということで、しっかり管理もされていますので承認のほうをよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

11番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

12番の案件について、湯本幸作委員より補足説明をお願いいたします。

湯本幸作委員 ○○○○○○○○の代表の○○○○○○○さんですけども、ここで10年の契約が切れて、また再設定ということなので、問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

12番の案件について質問のある方、挙手願います。

私からいいですか。賃料が10アール8万円ということで高いような気がするのですが、何か理由はあるのですか。

事務局 理由は不明ですが今までもそれで契約していたみたいです。確かに高いなとは思いますが、それで本人たちが納得しているので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。何かご意見ありますか。(なし)

それでは、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

13番の案件について、齊藤委員より補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 ○○○○さんは、ここで手術をするということで、年齢的にもある程度年配なもので、近所の○○○○○さんに依頼したら受けてくれるということです。○○さんは若

いもので大丈夫だと思いますので、お願いします。

議長 ありがとうございます。  
13番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
14番の案件について、富澤委員より補足説明をお願いいたします。

富澤委員 ○○さんですが、高齢ということもあり、労力不足のため○○さんのほうでやっていただくという話になったそうです。○○さんは、まだお若くて、お父様と一緒に農業をやっているらしいので、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
14番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
15番の案件について、月岡委員より補足説明をお願いいたします。

月岡委員 ○○○さんですが、今まで作っていたブドウで再設定ということですが。今までも問題なく管理されておりましたので大丈夫だと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
15番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
全員賛成で可決いたします。  
16番の案件について、湯本幸作委員より補足説明をお願いいたします。

湯本幸作委員 ○○君ですけれども、去年この畑を1年契約ということでブドウを栽培して、あまりにもブドウの収入がよかったので、もう3年ぐらいやりたいということで、何の問題もないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
16番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
17番の案件について、湯本浩委員より補足説明をお願いいたします。

湯本浩委員 ○○○さんは、継続で畑を借りられて作られているということで、以前もしっかり管理されていますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
17番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
18番の案件について、山本委員より補足説明をお願いいたします。



山本委員 ○○さんは高齢で労力不足ということです。○○さんは熱心に栽培をされている人で、特に再設定ということで問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。  
18番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
19番の案件について、下田委員より補足説明をお願いいたします。

下田委員 ○○○○さんですけれども、お父さんが○○○○○○さんということで今まで兼業農家をやっていられて、○○君も認定農業者で○○○ということで、今は中心的に農業をやっているかと思えます。ここのリンゴの畑は新規設定になっていますけれども、今までは個人契約でずっと面倒を見ている畑だと思えます。もう実際作っているのは見えていますので問題ないと思えます。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。  
19番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に移ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
20番の案件について、齊藤委員、補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 ○○さんは、町外にいらっしゃる方です。○○さんは再設定でこの畑を長くやっていますので問題ないと思えますので、願います。

議 長 ありがとうございます。  
20番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
21番の案件について、山本委員より補足説明をお願いいたします。

山本委員 ○○さんは高齢ということで労力不足で、○○○○君は、うちの畑も借りてもらってブドウをやってもらっているのですが、若手ですが大変上手に栽培をされているので、新規設定ということですが、特に問題ないと思えますのでよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。  
21番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
22番の案件について、関委員より補足説明をお願いいたします。

関委員 ○○○○さんですが、再設定ということで、引き続きリンゴの栽培をされるということで、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。  
22番の案件につきまして質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
23番、24番の案件につきまして、湯本幸作委員より補足説明をお願いいたします。

湯本幸作委員 ○○○○さんですけれども、親の体調があまりよくないらしいので、1年ずつの契約ということです。毎年更新されており、特に問題ないと思いますけれども、お願いします。

議 長 23番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
24番の案件につきまして質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
25番の案件は、委員の関係者ということで佐藤委員、退席願います。  
それでは、25番の案件につきまして、湯本浩委員より補足説明をお願いいたします。

湯本浩委員 この案件は新規ということになっていますけれども、○○○○君は、この畑は長く借りて作っておられます。今回正式に農業委員会を通してということになっていますので、問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 25番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
佐藤委員、可決されましたのでお願いいたします。  
議事につきましては、これをもって終了とさせていただきます。ありがとうございます。

<その他> 今後の貸借について  
山ノ内町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について(意見聴取)  
昨年末のブドウ棚の被害について

会長代理 それでは、以上をもちまして第1回定例総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 5時 7分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---